

国民健康保険料の納付方法について

◆国民健康保険財政とは◆

国民健康保険財政は、加入者の方に納めていただく国民健康保険料と、国からの交付金などを財源とし、加入者の方が治療を受けたときにかかる医療費などに充てることで運営しています。

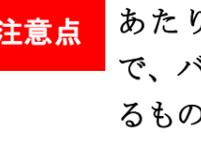
少子高齢化の進行や生活習慣病の増加、医学・医療技術の高度化により医療費は増加傾向にあります。加入者の減少などにより国民健康保険料収入の確保が難しく、国民健康保険財政は大変厳しい状況にあります。

加入者の皆様が病気やケガをした時に、安心して治療を受けるための国民健康保険制度を安定的に運営するため、国民健康保険料の納期限内納付に御協力をお願いいたします。また、特別な理由もなく滞納した世帯は保険証の更新ができなくなるほか、未納があると限度額適用認定証の発行ができなくなるなど、不利益になる場合があります。**納付にお困りのときは、お早めに御相談ください。**

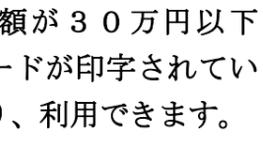
国民健康保険料の納付方法

納付方法

①口座振替



②各種窓口



③コンビニエンスストア



④スマートフォン決済



注意点

納付方法③と④は、納付書1枚あたりの金額が30万円以下で、バーコードが印字されているものに限り、利用できます。

※納付可能期間は、納付書記載の納期限日、またはコンビニエンスストアなどの取扱期限日までです。



①口座振替による納付

指定した金融機関の口座から振り替えて納付することができます。各種窓口へ出向く手間が省けるほか、各納期限日に自動的に引き落としされるため、納付忘れがありません。



申込み 預貯金通帳、通帳の届出印、納付書をお持ちの上、直接下記の取扱金融機関、保険年金課または各地区市民センターへ

注意点

口座振替の手続きが完了するまで1カ月程度かかるため、開始は申込月の翌月以降です。

取扱金融機関

百五銀行、三十三銀行、中京銀行、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、鈴鹿農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会（三重県内の店舗に限る）

注意点

領収証書が発行されません。

②窓口での納付

納付書裏面に記載の金融機関、保険年金課窓口または地区市民センターで、納付書により納付ができます。

※領収証書が発行されます。

注意点

三菱UFJ銀行では、納付書を使用した納付はできません。



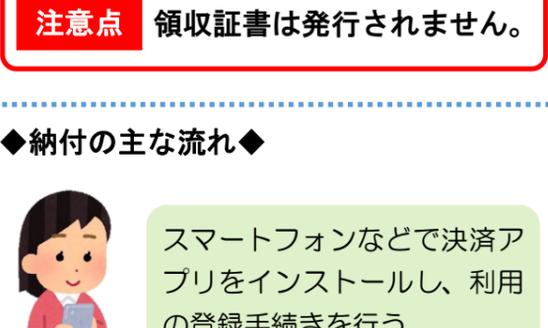
③コンビニエンスストアでの納付

納付書裏面に記載のコンビニエンスストアなどに納付書をお持ちいただくことで納付できます。

※領収証書が発行されます。

注意点

納期限内の納付書のみ納付できます。

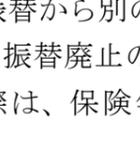


④スマートフォン決済による納付

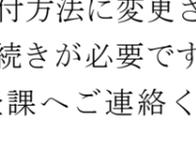
スマートフォンやタブレット端末の「対象のアプリ」を使用して、納付書に記載されたバーコードを読み取ることで、納付できます。

※詳しくは、各アプリのホームページをご確認ください。

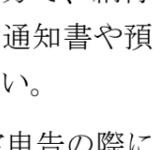
対象のアプリ



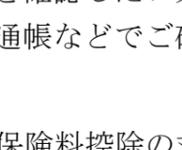
PayPay



PayB



LINE Pay



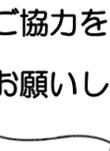
WALLET

支払秘書

注意点

領収証書は発行されません。

◆納付の主な流れ◆

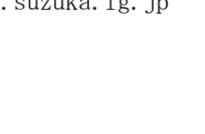


スマートフォンなどで決済アプリをインストールし、利用の登録手続きを行う。



アプリを利用し、納付書のバーコードを読み取り、納付の操作を行う。

納付完了!



ご注意ください

●口座振替から別の納付方法に変更される方は、振替廃止の手続きが必要です。変更の際は、保険年金課へご連絡ください。

●領収証書が発行されない納付方法をご利用の方で、納付状況を確認したい方は、納付通知書や預貯金通帳などをご確認ください。

●確定申告の際に社会保険料控除の対象となる国民健康保険の納付済額をお知らせするため、毎年10月下旬に「国民健康保険 納付済額のお知らせ」を送付します。紛失などで納付済額の再確認が必要な場合は、「国民健康保険納付済額確認書」を発行しますので、ご申請ください。

納期限内納付にご協力を

お願いします。

【問合せ先】

保険年金課 保険料グループ

T E L 059-382-9290

F A X 059-382-9455

E-mail hokennenkin@city.suzuka.lg.jp